

令和1年9月吉日

ご利用者 ご家族 各位

社会福祉法人 南郷福祉会
特別養護老人ホーム いなほの里
施設長 小野 祐哉 (公印省略)

いなほの里長期利用における料金体系の改定について

初秋の候、時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃より当施設の運営につきましては、格別のご支援とご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和1年10月から当施設の料金体系が下記の通り変更することとなりますのでご確認願います。(別紙料金表もご確認ください。)尚、10月以降に体制、加算等に変更があった場合につきましてはその都度ご報告させて頂ければと思います。不明な点等ございましたら、担当職員まで連絡下さい。
今後とも宜しくお願い致します。

①介護サービス費が下記の通り改定となります。

介護福祉施設サービス費Ⅰ※個室利用時			介護福祉施設サービス費Ⅱ※多床室利用時		
介護度	改正前※～9月	改正後※10月～	介護度	改正前※～9月	改正後※10月～
要介護1	557	559	要介護1	557	559
要介護2	625	627	要介護2	625	627
要介護3	695	697	要介護3	695	697
要介護4	763	765	要介護4	763	765
要介護5	829	832	要介護5	829	832

②新たに「介護職員等特別処遇改善加算Ⅰ」を算定させていただきます。

※料金表⑩を参照ください

特別養護老人ホーム いなほの里
TEL：0229-58-0996
FAX：0229-58-0998
担当：北館・伊藤

【いなほの里長期入居者 利用料金表】

令和1年10月～

【個室】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉施設サービス費Ⅰ	559	627	697	765	832
②サービス提供体制強化加算Ⅰ	18	18	18	18	18
③看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
④看護体制加算Ⅱ	8	8	8	8	8
⑤夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	13
⑥栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
⑦経口維持加算 ※対象者のみ	※400 / 月 加算				
⑧療養食加算 ※対象者のみ	6	6	6	6	6
⑨介護職員処遇改善加算	※①～⑦の合計額の8.3%の額を加算する。				
⑩介護職員等特別処遇改善加算	※①～⑦の合計額の2.7%の額を加算する。				
⑪食費	1380	1380	1380	1380	1380
⑫滞在費	1150	1150	1150	1150	1150
合計（1日）	3146	3214	3284	3352	3419

単位：円/日

令和1年10月～

【多床室】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉施設サービス費Ⅱ	559	627	697	765	832
②サービス提供体制強化加算Ⅰ	18	18	18	18	18
③看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
④看護体制加算Ⅱ	8	8	8	8	8
⑤夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	13
⑥栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
⑦経口維持加算 ※対象者のみ	※400 / 月 加算				
⑧療養食加算 ※対象者のみ	6	6	6	6	6
⑨介護職員処遇改善加算	※①～⑦の合計額の8.3%の額を加算する。				
⑩介護職員等特別処遇改善加算	※①～⑦の合計額の2.7%の額を加算する。				
⑪食費	1380	1380	1380	1380	1380
⑫滞在費	840	840	840	840	840
合計（1日）	2836	2904	2974	3042	3109

単位：円/日

※経口維持加算・療養食加算については対象となる方のみの算定となります。（合計には含んでおりません。）

※介護職員処遇改善加算Ⅰについては、介護保険給付対象部分の合計額の8.3%を加算するものとします。（合計には含んでおりません。）

※介護職員等特別処遇改善加算Ⅰについては、介護保険給付対象部分の合計額の2.7%を加算するものとします。（合計には含んでおりません。）

※⑨食費・⑩滞在費については、介護保険給付対象外となります。

※介護保険負担限度額認定者についての食費、滞在費の減額については今後も継続されます。（下記の表を参照して下さい。）

	段階(本人の所得状況によって認定されます。)			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費(1日)	300	390	650	1380
個室	320	420	820	1150
多床室(相部屋)	0	370	370	840

【いなほの里長期入居者 利用料金表】 第3段階

令和1年10月～

【個室】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉施設サービス費Ⅰ	559	627	697	765	832
②サービス提供体制強化加算Ⅰ	18	18	18	18	18
③看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
④看護体制加算Ⅱ	8	8	8	8	8
⑤夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	13
⑥栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
⑦経口維持加算 ※対象者のみ	※400 / 月 加算				
⑧療養食加算 ※対象者のみ	6	6	6	6	6
⑨介護職員処遇改善加算	※①～⑦の合計額の8.3%の額を加算する。				
⑩介護職員等特別処遇改善加算	※①～⑦の合計額の2.7%の額を加算する。				
⑪食費	650	650	650	650	650
⑫滞在費	820	820	820	820	820
合計（1日）	2086	2154	2224	2292	2359

単位：円/日

令和1年10月～

【多床室】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉施設サービス費Ⅱ	559	627	697	765	832
②サービス提供体制強化加算Ⅰ	18	18	18	18	18
③看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
④看護体制加算Ⅱ	8	8	8	8	8
⑤夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	13
⑥栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
⑦経口維持加算 ※対象者のみ	※400 / 月 加算				
⑧療養食加算 ※対象者のみ	6	6	6	6	6
⑨介護職員処遇改善加算	※①～⑦の合計額の8.3%の額を加算する。				
⑩介護職員等特別処遇改善加算	※①～⑦の合計額の2.7%の額を加算する。				
⑪食費	650	650	650	650	650
⑫滞在費	370	370	370	370	370
合計（1日）	1636	1704	1774	1842	1909

単位：円/日

※経口維持加算・療養食加算については対象となる方のみの算定となります。（合計には含んで
※介護職員処遇改善加算Ⅰについては、介護保険給付対象部分の合計額の8.3%を加算するもの
とします。（合計には含んでおりません。）

※介護職員等特別処遇改善加算Ⅰについては、介護保険給付対象部分の合計額の2.7%を加算する
ものとしてします。（合計には含んでおりません。）

※⑨食費・⑩滞在費については、介護保険給付対象外となります。

※介護保険負担限度額認定者についての食費、滞在費の減額については今後も継続されます。

	段階(本人の所得状況によって認定されます。)			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費(1日)	300	390	650	1380
個室	320	420	820	1150
多床室(相部屋)	0	370	370	840

【いなほの里長期入居者 利用料金表】 第2段階

令和1年10月～

【個室】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉施設サービス費Ⅰ	559	627	697	765	832
②サービス提供体制強化加算Ⅰ	18	18	18	18	18
③看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
④看護体制加算Ⅱ	8	8	8	8	8
⑤夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	13
⑥栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
⑦経口維持加算 ※対象者のみ	※400 / 月 加算				
⑧療養食加算 ※対象者のみ	6	6	6	6	6
⑨介護職員処遇改善加算	※①～⑦の合計額の8.3%の額を加算する。				
⑩介護職員等特別処遇改善加算	※①～⑦の合計額の2.7%の額を加算する。				
⑪食費	390	390	390	390	390
⑫滞在費	420	420	420	420	420
合計(1日)	1426	1494	1564	1632	1699

単位：円/日

令和1年10月～

【多床室】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①介護福祉施設サービス費Ⅱ	559	627	697	765	832
②サービス提供体制強化加算Ⅰ	18	18	18	18	18
③看護体制加算Ⅰ	4	4	4	4	4
④看護体制加算Ⅱ	8	8	8	8	8
⑤夜勤職員配置加算Ⅰ	13	13	13	13	13
⑥栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
⑦経口維持加算 ※対象者のみ	※400 / 月 加算				
⑧療養食加算 ※対象者のみ	6	6	6	6	6
⑨介護職員処遇改善加算	※①～⑦の合計額の8.3%の額を加算する。				
⑩介護職員等特別処遇改善加算	※①～⑦の合計額の2.7%の額を加算する。				
⑪食費	390	390	390	390	390
⑫滞在費	370	370	370	370	370
合計(1日)	1376	1444	1514	1582	1649

単位：円/日

※経口維持加算・療養食加算については対象となる方のみの算定となります。(合計には含んで
 ※介護職員処遇改善加算Ⅰについては、介護保険給付対象部分の合計額の8.3%を加算するもの
 とします。(合計には含んでおりません。)

※介護職員等特別処遇改善加算Ⅰについては、介護保険給付対象部分の合計額の2.7%を加算す
 るものとします。(合計には含んでおりません。)

※⑨食費・⑩滞在費については、介護保険給付対象外となります。

※介護保険負担限度額認定者についての食費、滞在費の減額については今後も継続されます。

	段階(本人の所得状況によって認定されます。)			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
食費(1日)	300	390	650	1380
個室	320	420	820	1150
多床室(相部屋)	0	370	370	840